

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン エ ー
代 表 者 の
役 職 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 上 地 哲 誠
(J A S D A Q コード番号 : 2 6 5 9)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 古 謝 将 之
電 話 番 号 0 9 8 - 8 9 8 - 2 2 3 0

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 17 年 1 月 12 日開催の当社取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)

- | | | |
|---|---|-----------|
| (1) 売 出 株 式 数 | 当社普通株式 450,000 株 | |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 氏名又は名称 | 売 出 株 式 数 |
| | 折 田 澄 | 72,000 株 |
| | 株 式 会 社 沖 縄 銀 行 | 54,000 株 |
| | 株 式 会 社 琉 球 銀 行 | 54,000 株 |
| | 三 菱 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 43,200 株 |
| | 新 光 証 券 株 式 会 社 | 43,200 株 |
| | 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 32,400 株 |
| | 農 林 中 央 金 庫 | 32,400 株 |
| | 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 32,400 株 |
| | 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 | 32,400 株 |
| | 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社 | 32,400 株 |
| | 大 同 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社 | 21,600 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定(平成 17 年 1 月 20 日(木)から平成 17 年 1 月 26 日(水)までの間のいずれかの日(以下「売出価格決定日」という。)に決定される。) | |
| (4) 売 出 方 法 | 野村證券株式会社、新光証券株式会社、沖縄証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、日興シティグループ証券株式会社及び三菱証券株式会社に全株式を買取引受けさせたうえで売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格決定日の翌営業日から売出価格決定日の 3 営業日後までを予定している。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 平成 17 年 2 月 4 日(金) | |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一金額とする。 | |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 | |
| (9) 1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)及び 2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(以下「本件売出し」と総称する。)に関し必要な一切の行為(本件売出しの売出価格及び申込期間の具体的な決定並びにその他必要事項の決定を含む。)を為す権限を代表取締役社長上地哲誠に付与する。 | | |
| (10) 本件売出しについては、平成 17 年 1 月 12 日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。 | | |

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記[ご参考]2.を参照のこと)

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 売 出 株 式 数 | 当社普通株式 上限 60,000 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案の上、前記1.(3)に記載の売出価格決定日に決定される。 |
| (2) 売 出 人 | 野村證券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定(引受人の買取引受による売出しにおける売出価格決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。) |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案し、野村證券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式を自ら売出すものとする。 |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しの申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 平成 17 年 2 月 4 日(金) |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 引受人の買取引受による売出しの申込証拠金と同一とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |

[ご参考]

1. 売出しの目的

今般、上記売出しを実施することと致しましたが、これは当社株式の株式会社東京証券取引所上場に伴い、当社株式の分布状況の改善及び流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式(借入れ株式)を対象として行われる売出しであります。これに際し、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、60,000株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(グリーンシューオプション)を上記当社株主から付与される予定であります。グリーンシューオプションの行使期間は、平成17年2月4日(金)から平成17年2月23日(水)までであります。

また、野村證券株式会社は、上記申込期間の終了する日の翌日から平成17年2月18日(金)までの間(シンジケートカバー取引期間)借入れ株式の返却を目的として、株式会社ジャスダック証券取引所及び株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限(上限株数)とする当社普通株式の買付け(シンジケートカバー取引)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又は上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により買付けて返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

以 上

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。